

千葉県報

号外
令和8年3月31日

主要目次

○ 千葉県組織規程の一部を改正する規則

規

則

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第十七号

千葉県組織規程の一部を改正する規則

第一条 千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の項中「行政対象暴力対策室」の下に「業務サポートセンター」を加え、「税務システム室」を「管理・システム室」に、「収税管理室」を「収税指導室」に改め、同表総合企画部の項中「国家戦略特区推進室」及び「土地利用政策班」を削り、同項政策企画課の目的次に次のように加える。

産業拠点整備戦略
企画戦略室、成田空港産業用地整備室、国家戦略特区推進室、土地利用政策班

第八条第一項の表総合企画部の項地域づくり課の目を削り、同項中「用水供給事業統合準備室」を削り、同表健康福祉部の項中「健康危機対策室」の下に「感染症対策室」を加え、「がん対策班」を削り、「難病・アレルギー対策班」を「難病・疾病対策班」に、「感染症予防班、感染症医療班」を「がん対策班」に改め、同表疾病対策課の目的次に次のように加える。

こども・若者政策課
企画調整室、少子化対策室、こども・若者育成支援室

第八条第一項の表健康福祉部の項中「法人指導班、こども未来室」を「保育士・法人指導班」に改め、「療育支援班」の下に「障害児支援事業指定班」を、「看護師確保推進室」の下に「県立養成施設支援室」を加え、同表環境生活部の項中「子ども・若者育成支援室」を削り、同表商工労働部の項中「企画調整室、新たな観光推進室」を「観光企画室、観光地域づくり推進室」に改め、「誘客企画室」の下に「宿泊税準備室」を加え、同表農林水産部の項中「農山漁村発イノベーション班」を「アグリビジネ

ス支援班」に改め、同表県土整備部の項中「用地機動第五班」の下に「用地機動第六班」を加え、「海岸砂防班」を「海岸整備班」に、「土砂災害対策室」を「砂防室」に、「港湾振興室」を「港湾戦略室」に改める。

第八条第六項の表中「みどりの愛護のつどい準備室」を削り、「流域下水道整備班」の下に「大規模管路更新班」を加え、「県営住宅建設計画班」を「県営住宅企画班」に改める。

第十一条税務課の部第九号中「ゴルフ場利用税並びに自動車税の環境性能割」を「並びにゴルフ場利用税」に改め、同表政策法務課の部第十一号中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）に規定する公益信託及び」を「公益信託に關する法律（令和六年法律第三十号）に規定する公益信託並びに」に、「に係る」を「及び公益信託に關する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の公益信託ニ關スル法律（大正十一年法律第六十二号）に規定する公益信託に係る」に改める。

第十一条の二政策企画課の部第十号及び第十一号を次のように改める。

十 地域づくりに関する施策の総合的な企画及び調整に關すること。

十一 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）小規模施設特定有線一般放送の業務に關することに限る。）、地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）道路整備課において所掌するものを除く。）、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）地域未来交付金に關するものに限る。）、道州制特別区域における広域行政の推進に關する法律（平成十八年法律第十六号）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に關する法律（令和元年法律第六十四号）等の施行に關すること。

第十一条の二政策企画課の部の次に次のように加える。

産業拠点整備戦略課

一 産業拠点形成に關する施策の総合的な企画、立案及び推進に關すること。

二 産業用地の整備に係る総合調整に關すること（企業立地課において所掌するものを除く。）。

三 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）、土地利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）国土利用計画及び土地利用基本計画の策定に關することに限る。）、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）土地利用計画の策定に關することに限る。）、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に關する法律（平成四年法律第七十六号）、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）、地域再生法（政策企画課において所掌するものを除く。）、広域的地域活性化のための基

盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）等の施行に関すること。

四 国土利用計画地方審議会に関すること。

第十一条の二地域づくり課の部を削り、同条報道広報課の部中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 県内地域のブランド形成の推進及び魅力の発信に関すること。
第十一条の二水政課の部第十号中「（水道事業）」の下に「水道用水供給事業」を加える。

第十二条健康福祉政策課の部中第十二号を第十三号とし、同部第十一号中「及び医療審議会」を「医療審議会」に改め、「。」の下に「及び感染症対策審議会」を加え、同部第十二号とし、同部第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同部第七号中「昭和二十二年法律第一百一号」の下に「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）」を加え、「等の」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）等の」に改め、同部を同部第八号とし、同部中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 感染症対策に関すること。

第十二条健康づくり支援課の部中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同部第九号中「がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）」及び「がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）」を削り、同部を同部第八号とし、同部第十号中「がん対策審議会及び」を削り、同部を同部第九号とし、同条疾病対策課の部中第二号を削り、第三号を第二号とし、同部の次に次の一号を加える。

三 がん対策に関すること。

第十二条疾病対策課の部第四号中「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）」を削り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）」を「がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）」に改め、同部第五号中「感染症対策審議会、」を削り、「及び小児慢性特定疾病審査会」を「小児慢性特定疾病審査会及びがん対策審議会」に改め、同部の次に次のように加える。

- 一 こども・若者政策課
- 二 少子化対策に関すること。
- 三 青少年育成団体に関すること。

四 青少年相談員に関すること。

五 青少年育成施設に関すること。

六 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）、子ども基本法（令和四年法律第七十七号）、千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）等の施行に関すること。

七 青少年問題協議会に関すること。

第十二条子育て支援課の部中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同部第十二号中「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）」及び「子ども基本法（令和四年法律第七十七号）」を削り、同部を同部第十号とし、同部第十三号を第十一号とし、同条障害者福祉推進課の部第四号中「平成二十五年法律第六十五号」の下に「手話に関する施策の推進に関する法律（令和七年法律第七十八号）、高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）」を加える。

第十二条の二県民生活課の部第一号中「ボランティア活動、NPO活動等」を「県民活動」に、「総合対策並びに係関係課との連携及び関係部課との連絡調整」を「企画及び調整」に改め、同部第二号中「ボランティア活動、NPO活動等」を「県民活動」に改め、同部第四号から第九号までを削る。

第十三条経営支援課の部第五号中「設備導入資金及び」を削り、同部第七号中「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第一百五十五号）」を削り、同条カーボンニュートラル推進課の部第三号中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

第十四条耕地課の部第十三号中「等の」を「地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。主たる部分が耕地である区域に限る。）等の」に改め、同条森林課の部第十号中「昭和二十五年法律第五十三号」の下に「地すべり等防止法（主たる部分が森林である区域に限る。）」を加える。

第十五条用地課の部第六号中「政策企画課」を「産業拠点整備戦略課」に改め、同条河川整備課の部第六号及び第七号を削り、同部第八号中「砂防法（明治三十年法律第二十九号）」、「地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。耕地課及び森林課において所掌するものを除く。）」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）」を削り、同部を同部第六号とし、同部第九号を第七号とし、同条河川環境課の部中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号中「砂防法」の下に「（明治三十年法律第二十九号）」を加え、「河川法」を「地すべり等防止法」に改める。

べり等防止法（耕地課及び森林課において所掌するものを除く。）、河川法」に改め、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の下に「（昭和四十四年法律第五十七号）」を加え、同号を同部第六号とし、同部第四号の次に次の一号を加える。

五 地すべり防止区域に関する事（耕地課及び森林課において所掌するものを除く。）。

第十四条公園緑地課の部第六号を削り、同条建築指導課の部第六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「除却」を「除却等」に、「及び容積率」を「並びに容積率及び各部分の高さ」に改め、同条住宅課の部第四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第十七条第四項中「交通・規制緩和担当部長」を「産業拠点整備戦略担当部長及び国際・交通担当部長」に、「を、環境生活部に生活安全・有害鳥獣担当部長」を「及び子ども家庭担当部長」に改め、同条第五項中「及び子ども家庭対策監」を削り、同条第九項中「、室」の下に「、業務サポートセンター」を加える。

第三十七条の九第二項中「の種別割」を削る。

第三十八条の三第二項管理課の部第四号、課税第一課の部及び課税第二課の部第二号中「の種別割」を削り、同部第三号中「環境性能割に係る徴収金の調査、賦課、更正、決定及び納税義務の免除」を「課税事務に係る電子計算処理」に改め、同部第四号から第六号までを削り、同条第三項第三号中「の種別割」を削る。

第四十条第二項地域福祉課の部中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に改める。

第四十三条第一項の表中央児童相談所の項中「庶務課、」を削り、同表柏児童相談所の項中「庶務課、相談課、一時保護課」を削り、同条第三項中「ため」の下に「、庶務第一課、庶務第二課」を、「児童福祉第二課」の下に「、児童福祉第三課」を加え、「天台一時保護課を」を「印旛一時保護課を」に改め、同項児童福祉第一課の部の前に次のように加える。

- 庶務第一課
- 一 習志野市、市原市及び八千代市の区域に係る前項庶務課の部各号に掲げる事務
- 庶務第二課
- 一 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡の区域に係る前項庶務課の部各号に掲げる事務

第四十三条第三項児童福祉第一課の部第一号中「習志野市、」及び「及び八千代市」を削り、同項児童福祉第二課の部第一号中「成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡」を「習志野市及び八千代市」に改め、同部の次に次のように加える。

児童福祉第三課

一 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡の区域に係る前項児童福祉課の部各号に掲げる事務

第四十三条第三項天台一時保護課の部中「天台一時保護課」を「印旛一時保護課」に改め、同部第一号中「前項」を「成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡の区域に係る前項」に改め、同条第六項中「ため」の下に「、庶務第一課、庶務第二課、相談第一課、相談第二課」を加え、「及び児童心理第二課」を「、児童心理第二課、一時保護第一課及び一時保護第二課」に改め、同項児童福祉第一課の部の前に次のように加える。

庶務第一課

一 松戸市の区域に係る第二項庶務課の部各号に掲げる事務

庶務第二課

一 野田市、流山市及び我孫子市の区域に係る第二項庶務課の部各号に掲げる事務

相談第一課

一 松戸市の区域に係る第二項相談課の部各号に掲げる事務

相談第二課

一 野田市、流山市及び我孫子市の区域に係る第二項相談課の部各号に掲げる事務

第四十三条第六項児童心理第二課の部の次に次のように加える。

一時保護第一課

一 松戸市の区域に係る第二項一時保護課の部各号に掲げる事務

一時保護第二課

一 野田市、流山市及び我孫子市の区域に係る第二項一時保護課の部各号に掲げる事務

務

第五十一条の十六第一項の表銚子土木事務所の項中「、建設維持課」を削る。

第五十条の表千葉県国土利用計画地方審議会の項中「政策企画課」を「産業拠点整備戦略課」に改め、同表中

千葉県社会福祉審議会	健康福祉政策課	を
千葉県医療審議会	健康福祉政策課	
千葉県社会福祉審議会	健康福祉政策課	
千葉県医療審議会	健康福祉政策課	
千葉県感染症対策審議会	健康福祉政策課	に改め、千葉県

がん対策審議会の項を削り、

千葉県感染症対策審議会
千葉県指定難病審査会
千葉県小児慢性特定疾病審査会

を

千葉県がん対策審議会
千葉県指定難病審査会
千葉県小児慢性特定疾病審査会
千葉県青少年問題協議会

に改め、千葉県

青少年問題協議会の項を削る。

第二条 千葉県組織規程の一部を次のように改正する。

第四十二条の表中央児童相談所の項中「他の児童相談所の所管区域に属さない区域」を「習志野市、市原市及び八千代市」に改め、同表柏児童相談所の項の次に次のように加える。

印旛児童相談所
印西市
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡

第四十三条第一項の表中央児童相談所の項中「一時保護課」を「庶務課、相談課、児童心理課、一時保護課」に改め、同表柏児童相談所の項の次に次のように加える。

印旛児童相談所
庶務課、相談課、児童福祉課、児童心理課、一時保護課

第四十三条第三項中「、庶務第一課、相談第一課、相談第二課」を削り、「、児童心理第二課、児童福祉第三課、児童心理第一課、児童心理第二課及び印旛一時保護課」を「及び児童福祉第二課」に改め、同項庶務第一課の部、庶務第二課の部、相談第一課の部、相談第二課の部、児童福祉第三課の部、児童心理第一課の部、児童心理第二課の部及び印旛一時保護課の部を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同月二十日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県
〇四三(二三三)二六五八